別紙様式第十一号（第五条関係）（第四号様式の在外投票人証の交付を受けた者の投票用紙送付用封筒）（日本産業規格A列4番）

| 最終住所又は本籍 | | 氏名（ふりがな） | | 生年月日 | 性別 |
|---|---|---|---|---|---|
| 最終住所<br>本籍 | | | | | |
| 登録 | 年月日 | 経由領事官の名称等 | （国名等　　） | | |
| 抹消<br>（理由及び<br>その年月日） | 年月日 | 在外投票人証の交付 | 在外投票人証<br>の交付番号 | | |
| | | | 変更・再交付　　年月日<br>（経由した領事官　　）<br>交付番号 | | |
| | | | 変更・再交付　　年月日<br>（経由した領事官　　）<br>交付番号 | | |
| 本籍 | | | | | |
| 備考<br><br>市（区）（町）（村）<br>選挙管理<br>委員会印 | | | | | |

備考

1　「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、最終住所又は本籍を記載しなければならない。

2　「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。

3　「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第６項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第３項又は規則第16条第２項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を経由

した領事官（規則第16条第２項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。）を記載しなければならない。

また、令第22条第３項又は規則第16条第２項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

4　投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の６第３項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

5　「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。

6　法第41条の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

7　選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。